株式会社京橋アートレジデンス　定款

2025年10月20日変更

定　　款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社京橋アートレジデンスと称し、英文では、Ｋｙｏｂａｓｈｉ　Ａｒｔ Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．不動産の売買、賃貸、管理およびその仲介
２．不動産投資信託委託業および不動産投資法人資産運用業
３．不動産投資顧問業
４．不動産特定共同事業法に基づく事業
５．金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
６．金融商品取引法に規定する投資助言・代理業
７．不動産に関するコンサルティング業務
８．M&A仲介等アドバイザリー業務
９．建築一式工事の施工、請負
１０．建築の設計、監理
１１．電力の売買事業
１２．太陽光等の自然エネルギーを利用した発電施設の保有・運営
１３．コインランドリー、トランクルーム等生活関連施設の保有および事業経営
１４．デイサービス、フィットネス等シニア・ヘルスケア施設の保有および事業経営
１５．介護保険法に基づく居宅サービス事業
１６．介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
１７．介護保険法に基づく第１号事業
１８．損害保険代理業
１９．貸金業
２０．飲食店の経営および運営・管理
２１．ホテル、旅館、民泊等の経営、運営および管理
２２．ホテル、旅館、民泊等の企画、コンサルティング
２３．前各号の事業に附帯または関連する事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を　東京都中央区　に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

（公告方法）

第５条　　当会社の公告は、電子公告とする。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

（自己株式の取得）

第７条　　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　　事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

２．株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決議によりあらかじめ公告して、そのための基準日を定めることができる。

第３章　　株　主　総　会

（招集）

第13条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第14条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　　株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第18条　　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　　当会社の取締役は７名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第25条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条　　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第28条　　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条　　取締役の報酬等は、株主総会によって定める。

（取締役の責任免除及び責任限定）

第30条　　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条　　当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任）

第32条　　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第34条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第36条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第38条　　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条　　監査役の報酬等は、株主総会によって定める。

（監査役の責任免除及び責任限定）

第40条　　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第41条　　当会社の事業年度は、毎年12月１日から翌年11月30日までとする。

（期末配当金）

第42条　　当会社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第43条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年５月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第44条　　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以　上